(介護予防)短期入所生活介護事業所

ショートステイつくし庵短期入所生活介護運営規程

(事業の目的)

第1条 羽田精密株式会社が開設するショートステイつくし庵短期入所生活介護事業所(以下「事業所」という。)が行う指定(介護予防)短期入所生活介護の事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員、看護職員又は介護職員、医師、栄養士、機能訓練指導員及び調理員その他の従業者(以下「生活相談員等」という。)が、要介護状態または要支援状態にある高齢者(以下「利用者」という)に対し、適正な(介護予防)短期入所生活介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 指定短期入所生活介護の提供に当たって、事業所の生活相談員等は、利用者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練により、利用者の心身機能維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る。
 - 2 指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たって、事業所の生活相談員等は、利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって要支援者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。
 - 3 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- ① 名称 ショートステイ つくし庵
- ② 所在地 山梨県富士吉田市上吉田東九丁目 17 番 1 号

(従業員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

(介護予防も合算して表記する)

- ① 管理者 1名(常勤) 管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- ② 従業者

医師 1名(非常勤専従)

生活相談員 1名以上(常勤専従)

看護職員 1名以上(常勤専従、非常勤専従)

介護職員 6名以上(常勤専従、非常勤専従)

機能訓練指導員 1名以上(非常勤兼務1名)

栄養士 1名(非常勤専従)

調理員 4名以上(常勤1名・非常勤専従3名)

従業者は、(介護予防)短期入所生活介護の提供を行う。

(利用定員)

第5条 (介護予防)短期入所生活介護の利用定員は次のとおりとする。 利用定員 22名

(介護予防)短期入所生活介護の内容及び利用料等)

- 第6条 事業の内容は次のとおりとし、(介護予防)短期入所生活介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、当該指定短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護が法定代理受領サービスであるときは、各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。
 - ① 入浴、排せつ、食事等介護及び日常生活上の世話
 - ② 日常生活動作の機能訓練
 - ③ 健康チェック
 - ④ 送迎
 - 2 第8条における通常の事業の実施地域を越えて行う指定(介護予防)短期入所生活介護に要した送迎の費用は、実施地域を越えた地点から自宅までについて、次の額を徴収する。
 - ① 実施地域を越えた地点から、片道1キロメートル以上 20円
 - 3 その他の費用

事業所は前項の支払を受ける額のほか、次の各号に掲げる費用の額の支払を利用者から受ける事ができる。なお、滞在費については、介護保険負担限度額の認定を受けている入所者の場合、その認定証に記載された金額を1日あたりの料金とする。食費については、介護保険負担限度額の認定を受けている利用者の場合は、その認定証に記載された金額と事業所設定金額とのどちらか低い額とする。

- 1) 居住費 多床室 850円(1 日あたり)、従来型個室 1,550円(1 日あたり) 特別室、2,100円(1部屋 1 日あたり)
- 2) 日常生活費·教養娯楽費 実費
- 3) 食費 朝食350円、昼食700円、おやつ50円、夕食600円 合計1,600円(1日あたり)
- 4) 利用者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用 行事食(敬老会、夏祭り、寿司の日、バイキング食等) 実費
- 5) 理美容代 実費
- 4 事業所は、前項各号に掲げる費用の額に係わるサービスの提供に当たっては、予め利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得ることとする。

(緊急時等における対応方法)

第7条 生活相談員等は、(介護予防)短期入所生活介護の提供を行っているときに、利用者に病 状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治の医師又はあらかじめ定めた協 力医療機関に連絡する等の措置を講じ、管理者に報告しなければならない。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域

富士吉田市、富士河口湖町(船津、小立、河口)、忍野村、山中湖村(山中)

(サービスの利用に当たっての留意事項)

- 第9条 生活相談員等は、利用者に対して従業員の指示に従ってサービス提供を受けてもらうよう 指示を行う。
 - 2 生活相談員等は、事前に利用者に対して次の点に留意するよう指示を行う。
 - 気分が悪くなったときはすみやかに申し出る。

(非常災害対策)

第10条 事業所は、防火管理についての責任者を定め、非常災害に関する防災計画を作成し、 非常災害に備えるため、定期的に避難・救出等訓練を行う。

(個人情報の保護)

- 第11条 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」及び「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。
 - 2 事業者が得た利用者の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

(虐待防止に関する事項)

- 第12条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。
 - (1) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
 - (2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
 - (3) その他虐待防止のために必要な措置
 - 2 事業者は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を 現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを 市町村に通報するものとする。

(業務継続計画の策定等)

- 第13条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対し指定通所介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
 - 2 事業所は従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。
 - 3 事業所は定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を 行うものとする。

(衛生管理等)

- 第14条 事業所は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講ずるものとする。
 - 2 事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
 - (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- (3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。

(就業環境の確保)

第15条 事業所は、適切な指定居宅介護支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、従業者の就業環境を害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

(その他運営についての留意事項)

- 第16条 事業所は、生活相談員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。
 - ① 採用時研修 採用後 6カ月以内
 - ② 継続研修 年2回
 - 2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
 - 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従 業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の 内容に含むものとする。
 - 4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は羽田精密株式会社と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

1.令和1年11月5日	第3条②	改訂
2.令和5年6月1日	第 11 条及び第12条	追加
3.令和6年3月1日	第 13 条より第15条	追加
4.令和6年 8月1日	第6条	改訂